

社会福祉法人 新庄村社会福祉協議会役員、評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新庄村社会福祉協議会の役員、評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬の金額)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、年度末に支給する。

2 報酬については地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。

3 役員等が理事会・評議員会・監事会に出席した場合に支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額	
	単 位	基 本 額
会 長	日	3,000円
副 会 長	日	3,000円
その他理事	日	3,000円
監 事	日	3,000円
評 議 員	日	3,000円